

(案)

(別添1)

19消安第 号
平成20年3月19日

(団体名等) あて

総 合 食 料 局 長
消 費 ・ 安 全 局 長
生 産 局 長
林 野 庁 長 官
水 産 庁 長 官

加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について (通知)

現在、加工食品の原料原産地情報については、生鮮食品に近い20食品群等を除いて制度上は表示を義務付けておりませんが、先般発生した食品による薬物中毒事案を契機に、加工食品の原料原産地に関する消費者の関心が高まっています。

(食品製造業関係団体、中食産業関係団体)

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。このような取組は、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、今般、こうした事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおりQ&Aの形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

貴団体におかれましては、傘下の事業者に対して、Q&Aを周知するとともに、加工食品を消費者等に提供・販売するに際し、原料原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(流通小売業関係団体)

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。このよう

な取組は、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、今般、こうした事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおりQ&Aの形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

貴団体におかれましては、傘下の事業者に対して、Q&Aを周知するとともに、加工食品を消費者等に提供・販売するに際し、原料原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応、インスタ加工品に係る店舗での口頭説明等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(外食産業関係団体)

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。

このため、今般、こうした食品製造等の事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおりQ&Aの形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

外食事業者については、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示の促進を図っていただいているところですが、上記のように加工食品についても原料原産地情報の積極的な提供が求められていることにかんがみ、貴団体におかれましては、同ガイドラインに沿ったより一層の取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事業者の自主的な加工食品等の原料原産地の 情報提供に関するQ & A（案）

平成20年3月19日

（問1）現在、JAS法に基づいて原産地の表示が義務付けられている食品について教えてください。

また、今回の通知（加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について）の趣旨について教えてください。

（答）

1 JAS法に基づき、食品の原産地表示については、

- ① 平成12年7月から、すべての生鮮食品に原産地の表示を義務付けるとともに、
- ② 平成13年4月から、外国で製造されたすべての加工食品に製造国名を表示することを義務付けています。
- ③ また、国内で製造される加工食品についても、平成18年10月から原料が品質を左右する加工度の低い20食品群の食品のうち、重量の割合が50%以上を占める原材料の原産地表示について義務付ける（20食品群に加え、個別の品質表示基準により、農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶしについても、原料原産地が義務付けられている。）

等の拡充を図ってきているところです。

2 今回の通知は、JAS法に基づく義務付けではありませんが、今般発生した中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例を契機に、加工食品の原料の原産地について、消費者から高い関心が寄せられていることから、事業者が主体的な判断に基づき、原料原産地表示が義務化されていない食品についても、商品、ポップ等への表示やホームページ等による情報提供を積極的に行う取組を促進していただきたいという趣旨のものです。

原料原産地に関する消費者の関心が高まることを見込まれる中、こうした取組は消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資すると考えます。

（問2）商品のうち、どういった原材料の原産地情報を提供すればよいのか教えてください。

（答）

1 自主的に提供する情報の内容や提供方法については、製造業者等の製造している加工食品の内容・構成、原料の仕入れ方法や、日頃の消費者からの問い合わせ

の内容等も踏まえて、消費者の立場に立った幅広い情報提供を行うことが重要です。

2 例えば、消費者の関心を踏まえ、次のような原材料については、原材料の原産地に関する情報を積極的に提供することが推奨されます。

① 国産を使用している原材料

例えば、長野県産トマト使用の野菜飲料における「トマト」
北海道産小豆使用のあんパンにおける「小豆」

② 商品の主たる原材料

例えば、「鶏の唐揚げ」における「鶏肉」、
「さばの味噌煮」における「さば」

③ 商品名や説明書きで強調されている原材料

例えば、「のり煎餅」における「のり」、
「こだわり牛肉で作ったコロッケ」における「牛肉」

④ 原産地が固定している原材料

⑤ 原料原産地表示の義務付けの対象となっている20食品群について、従来から自主的な表示を推奨している50%以下の生鮮品の原材料（参考：加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A）

例えば、60%牛肉、40%豚肉の合挽肉における「豚肉」

これらも含め、把握できる原産地を以下の問の方法も検討するなどして原産地に関する情報を積極的に提供していただきたいと考えております。

なお、事業者が原産地の情報を提供するに当たり、消費者の誤認を招くことがないように、把握できる原産地の情報については、すべての産地を表示することが最も望ましいと考えています。

（問3）事業者が任意に原料原産地を表示する場合、食品の容器・包装にどのように表示するのが適切か教えてください。

（答）

1 加工食品のうち、原料原産地の義務表示の対象となっていない食品について、事業者が任意に原料原産地を容器・包装に表示する場合、

① 一括表示欄外における特色のある原材料表示での対応（加工食品品質表示基準第5条）

② 一括表示欄での対応（加工食品品質表示基準第4条第3項及び第4項）により表示を行うことが可能です。

2 具体的には、例えば、春巻における原材料のたけのこの場合、

① 特色ある原材料表示での対応の場合には、加工食品品質表示基準第5条に準じて、一括表示欄以外に商品パッケージに使用している「たけのこ」の原産地を記載（強調表示）することが可能です。

この場合は、基本的に食品に使用する原材料が優良又は特別なものである等

の理由により、産地等を強調して表示する場合を定めたものです。複数の原産地（国）を使用している場合は、使用割合を表示（例えば、「△△国産豚肉80%使用（豚肉に占める割合）」）する必要があり、複数国の豚肉を使用している食品に、割合を表示せずに「△△国産豚肉使用」と表示することはできません（100%の場合のみ割合の表示を省略することができます）。

（参考：加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&A
A問24～37）

また、品質表示基準のルールからすれば、複数の産地（国）の豚肉を使用した場合に一つの産地（国）のみを表示して「△△国産豚肉80%使用（豚肉に占める割合）」等の表示を行うことも可能ですが、消費者の誤認を防ぐ観点からは、一括表示欄外に特色ある原材料として表示する場合にあっても、使用したすべての国を表示していただくことが最も望ましいと考えます。（この場合、すべての産地について割合を表示する必要がある。）

1 特色ある原材料として表示する場合

① 原産地が1カ国の場合

例：春巻（国産豚肉100%の場合）

春巻
（豚肉は100%国産豚肉を使用しています）

春巻
（豚肉は国産豚肉を使用しています）

※ 豚肉に占める国産豚肉の使用割合が100%のときのみ割合表示を省略できます。

② 原産地が複数の場合

例：春巻（カナダ産60%、米国産40%の場合）

この春巻に使用している豚肉は、カナダ産60%、米国産40%です。

※ 豚肉に占める重量の割合である旨を記載してください。

② 一括表示欄で表示する場合には、加工食品品質表示基準第4条第3項及び第4項に準じて、「一括表示欄」において、

ア 原材料名の欄において、「たけのこ」の後に（ ）を付して原産地を表示

イ 原料原産地名の欄を設けて産地を表示

この場合、その産地がどの原材料の産地であるのかが明確にわかるように表示しなければなりません。よって、「〇〇国（たけのこ）」又は「たけのこ（〇〇国）」と表示します。

ウ 一括表示事項の追加として、「原料原産地名」シール等により「たけのこ」の原産地を表示

この場合も上記イと同様に、その産地がどの原材料の産地であるのかが明確にわかるように表示しなければなりません。

することが可能です。

なお、複数国のたけのこを混合して使用している場合は、たけのこに占める重量割合の多いものから順に記載することが必要です。

（参考：加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A 表示方法-1～10）

2 一括表示において、原材料の原産地を表示する場合

(1) 原材料名欄において、原材料の後に()で原産地を表示

① 原産地が1カ国の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ(タイ)、たまねぎ(国産)、
 …)、豚肉(米国)、しょう油、…
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

② 原産地が複数の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ(タイ、中国)、たまねぎ
 (国産、米国)、…)、豚肉(米国、
 カナダ)、しょう油、…
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

※ 複数国を使用する場合は、重量の割合の多いものから順に記載してください。

(2) 原料原産地名欄を設けて原材料の原産地を表示

① 原産地が1カ国の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ、たまねぎ、…)、豚肉、
 しょう油、…
 原料原産地 : タイ(たけのこ)、国産(たまねぎ)、
 …、米国(豚肉)
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

② 原産地が複数の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ、たまねぎ、
 …)、豚肉、しょう油、…
 原料原産地 : たけのこ(タイ、中国)、たまねぎ
 (国産、米国)、豚肉(米国、カナダ)、
 …
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

※ 複数国を使用する場合は、重量の割合の多いものから順に記載してください。

(3) 一括表示欄事項の追加として、「原料原産地名」シール等により原材料の原産地を表示

○ この場合、シールを貼付する場所は、一括表示欄外でもかまいませんが、一括表示欄に近接した場所とすることが必要です。

① 原産地が1カ国の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ、たまねぎ、…)、豚肉、
 しょう油、…
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

原料原産地 : タイ(たけのこ)、国産(たまねぎ、
 …)、米国(豚肉)

② 原産地が複数の場合

名称 : 春巻
 原材料名 : 野菜(たけのこ、たまねぎ、…)、豚肉、
 しょう油、…
 内容量 : 200g
 賞味期限 : ○年○月○日
 保存方法 : ×××
 製造者 : △△△

原料原産地 : たけのこ(タイ、中国)、たまねぎ(国産、米国)、
 豚肉(米国、カナダ)、…

※ 複数国を使用する場合は、重量の割合の多いものから順に記載してください。

(問4) 原材料の原産地については、頻繁に原材料の原産地の切り替えなどを行っており、特定の原産地を明確に表示することが困難な場合の表示方法を教えてください。

(答)

1 積極的に産地の情報を表示したくても、頻繁に原材料の原産地を切り替えており、明確に表示することが難しい商品も存在すると考えます。

- 2 このため、今回の通知の趣旨を踏まえ、原材料の原産地を明確に表示することが困難な場合に限り、加工食品品質表示基準第4条第1項第8号オに基づき、消費者に優良誤認を与えない範囲で「A国又はB国」と概ね特定できるような表示をすることができます。また、その際には、別途、「〇〇の原産地は、当社における2007年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇）にお尋ね下さい。」等の注意書きを必ず原産地の表示と同一視野に表示する必要があります。

〔参考：加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A 表示方法－5〕

なお、例えば、前年度の実績として表示する原産地と当該商品に実際に使用した原産地が異なる場合については、優良誤認を招くおそれがありますのでご注意ください。

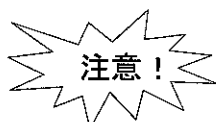
原材料名欄において、複数の原産地を「又は」で記載

名称：春巻
 原材料名：野菜(たけのこ(タイ又は中国)、
 たまねぎ(国産)、…)、
 豚肉(米国又はカナダ)、しょう油、…
 内容量：200g
 賞味期限：〇年〇月〇日
 保存方法：×××
 製造者：△△△

注：原料原産地は、当社における2007年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇）にお尋ねください。

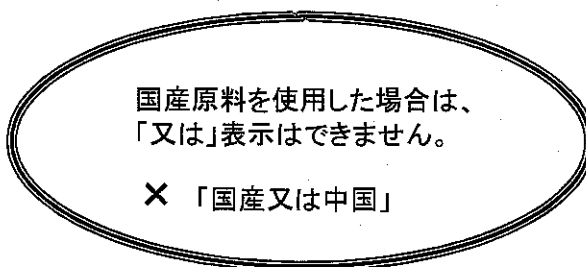
- 3 なお、上記のような場合であっても、国産を含めた「又は」表示（例：国産又はA国）は、国産原料が輸入原料に比較して高値で取引されることや、国産原料のイメージが輸入原料のイメージより良いことが多いことから優良誤認する可能性が高く、一般的には認められません。

〔参考：加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A 逐条－11〕



「又は」を使用した場合の不適切な表示

名称：春巻
 原材料名：野菜(たけのこ(中国)、
 たまねぎ(国産又は米国)、…)、
 豚肉(米国)、しょう油、…
 内容量：200g
 賞味期限：〇年〇月〇日
 保存方法：×××
 製造者：△△△



(問5) 任意により原料原産地情報を提供する場合に留意すべき点を教えてください。

(答)

- 1 任意の表示等を行ったものであっても、JAS法やその他の表示に関する法令について抵触する事実があれば、指示・公表の措置などの対象となることから、事実に基づくわかりやすい情報提供に努めて下さい。
- 2 具体的には、
 - (1) 事実に基づかない表示であればJAS法に基づき表示違反として指示・公表等の措置の対象となります。
 - (2) また、不当景品類及び不当表示防止法により、商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される情報提供を行うこと(不当表示)は禁止されています。
- 3 また、消費者からの問い合わせに対して迅速・的確に対応できるよう、日頃から提供できる情報の整理を行うことや、製造等の担当部局との連絡体制、お客様相談窓口等を整備することも考えられます。

(問6) 原料原産地情報の提供について、食品の容器・包装への表示以外の方法を教えてください。

(答)

- 1 原料原産地情報の提供について、食品の容器・包装への表示以外の方法には、インターネット、生産情報公表JAS、2次元バーコードの活用のほか、店頭ポップ表示など、様々な方法があります。
- 2 具体的には、インターネットを通じて、商品の原材料の原産地情報を提供する場合においては、
 - ① 自社牧場、契約牧場について紹介する形で原産地情報を掲載
 - ② Q&A方式により、製品管理や原料調達考え方等と併せて、原産地情報を掲載等の方法が考えられます。
- 3 また、生産情報公表JAS、地産地消又は地域ブランド等生産サイドと製造サイドの連携、2次元バーコードによる製品情報の提供といった、単に産地情報に限らない、食品について様々な付加情報を公表する仕組みを活用した原産地情報を提供することも考えられます。
- 4 さらに、消費者がインターネット情報ツールを持っていない場合や、原産地が

日によって変更される場合においても、食品の包装・容器に「原材料の原産地に関する問い合わせ等は下記の連絡先でお受けしています。」等の表示や店頭のパップ表示等を活用すれば、誰にでも情報が伝えられます。

- 5 なお、必ずしも製品ごとにどの産地のものを使用されているかの情報提供ができない場合は、当該事業者において使用している原産地が季節により切り替わる事を情報提供することが可能です。

企業のインターネットによる情報提供

例1

～株式会社〇〇からのお知らせ～

原材料の弊社における使用状況

春巻に使用している野菜はすべて国産を使用しています。

例2

弊社で使用している原材料の原産地について(Q&A形式)

Q1 春巻に使用している豚肉の原産地はどこですか？

A1 弊社製品に使用しております豚肉は、すべてカナダ産です。

(問7) 業務用の商品については、どのようにして原料原産地情報の提供を行うべきか教えてください。

(答)

- 1 製造業者や外食事業者等が原材料の原産地に関する情報提供を行うためには、流通の段階から原材料の原産地に関する情報が伝えられる必要があります。
- 2 このため、業務用のものとして業者間取引されるものについても、食品の容器・包装に限らず、送り状、納品書、仕様書等又は規格書等に原材料の原産地に関する情報を記載するなどの方法により、情報提供に努めてください。

(問8) 具体的な表示方法についての相談はどこにすればよいか教えてください。

(答)

具体的な表示方法に関するお問い合わせについては、下記の連絡先までお願いいたします。

〈独立行政法人 農林水産消費安全技術センター〉

札幌センター 小樽事務所 (小樽市) TEL 0134-33-5969
仙台センター (仙台市) TEL 022-293-3931
本部 (さいたま市) TEL 048-600-2366

| | | |
|--------------|--------|------------------|
| 本部 横浜事務所 | (横浜市) | TEL 045-201-7433 |
| 名古屋センター | (名古屋市) | TEL 052-232-2029 |
| 神戸センター | (神戸市) | TEL 078-331-7663 |
| 神戸センター 岡山事務所 | (岡山市) | TEL 086-222-6923 |
| 福岡センター 門司事務所 | (北九州市) | TEL 093-321-2663 |

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

| | | |
|----------------------|---------|----------------------|
| 北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課 | (札幌市) | TEL 011-642-5490 (代) |
| 東北農政局消費・安全部表示・規格課 | (仙台市) | TEL 022-263-1111 (代) |
| 関東農政局消費・安全部表示・規格課 | (さいたま市) | TEL 048-600-0600 (代) |
| 北陸農政局消費・安全部表示・規格課 | (金沢市) | TEL 076-263-2161 (代) |
| 東海農政局消費・安全部表示・規格課 | (名古屋市) | TEL 052-201-7271 (代) |
| 近畿農政局消費・安全部表示・規格課 | (京都市) | TEL 075-451-9161 (代) |
| 中国四国農政局消費・安全部表示・規格課 | (岡山市) | TEL 086-224-4511 (代) |
| 九州農政局消費・安全部表示・規格課 | (熊本市) | TEL 096-353-3561 (代) |
| 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 | (那覇市) | TEL 098-866-0156 (代) |

〈農林水産省〉

消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111 (内線：4486, 4487)

相談窓口一覧表

◎農林水産省

| 担当部署 | 電話番号(FAX番号) | 担当地域(都道府県) |
|---------------|--------------------------------------|------------|
| 消費・安全局 表示・規格課 | TEL 03(3502)7804 FAX 03(3502)0594 | 全国 |

◎地方農政局等

| 担当部署 | 電話番号 | 担当地域(都道府県) |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 東北農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 022(221)6108 (ダイヤルイン) | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 関東農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 048(740)0090 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 東海農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 052(223)4618 | 愛知、岐阜、三重 |
| 北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 076(232)4113 内線3733 | 新潟、富山、石川、福井 |
| 近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 075(414)9026 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 086(224)9409 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州農政局 消費・安全部 表示・規格課 | 096(353)7364 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 | (代表)098(866)0156 | 沖縄 |

◎独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

| 担当部署 | 電話番号(FAX番号) | 担当地域(都道府県) |
|----------------------|------------------|-----------------------------|
| 本部 交流技術課 | TEL 048(600)2366 | 新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京 |
| 札幌センター 小樽事務所 消費安全情報課 | TEL 0134(33)5969 | 北海道 |
| 仙台センター 消費安全情報課 | TEL 022(293)3931 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 本部 横浜事務所 消費安全情報課 | TEL 045(201)7433 | 千葉、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 名古屋センター 消費安全情報課 | TEL 052(232)2029 | 岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井 |
| 神戸センター 消費安全情報課 | TEL 078(331)7663 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 神戸センター 岡山事務所 消費安全情報課 | TEL 086(222)6923 | 鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知 |
| 福岡センター 門司事務所 消費安全情報課 | TEL 093(321)2663 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、山口、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |